平成２４年（フ）第８０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字西住町８番地１
債務者　小熊　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８４号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字本町６番地
債務者　丹野　和行（旧姓山家）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第２号
秋田県能代市能代町字赤沼33番地67　メゾン198　Ｉ－１Ａ号
債務者　田村　幸樹
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１２２１号
アメリカ合衆国カリフォルニア州ビスタ市マーロットコート1559番地、日本における最後の住所千葉県船橋市習志野台４丁目55番21―504号
債務者　マカーン由子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４２号
千葉県浦安市堀江５丁目21番24―601号　モアグランデ浦安
債務者　加藤　　笑
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５３号
千葉県船橋市海神町３丁目119番地14　海神コーポ518号
債務者　平川　　太
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５５号
千葉県船橋市習志野台１丁目31番８―201号
債務者　込山　大吉
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６６号
千葉県船橋市大穴北１丁目19番２号
債務者　横山　光子（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７９号
千葉県船橋市大穴北４丁目８番15号、住民票上の住所千葉県白井市冨士83番地の21
債務者　中西　綾子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８４号
千葉市美浜区幸町２丁目８番15棟205号
債務者　芝入　和子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０２号
千葉市中央区仁戸名町408番地113　サニーコーポハセベ101号
債務者　一ノ瀬美和子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０９号
千葉県市原市辰巳台西２丁目２番地２　エステ・スクエア市原たつみ台弐番館104
債務者　増永　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１２号
千葉県市川市新井３丁目７番12―301号　サンパール南行徳
債務者　大場　彌生
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１７号
千葉県船橋市湊町１丁目19番18号　春風荘205号
債務者　笹森　輝己
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４２号
千葉市緑区辺田町438番地１　レオパレスハナイ106号
債務者　野呂　福男
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２２５号
名古屋市名東区牧の里１丁目905番地　ハイライズ高藤403号、従前の住所名古屋市緑区桃山２丁目171番地　ハイパーク桃山３Ｈ号
債務者　山口千代美（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十五種郵便物認可